

大洲市部活動地域移行推進計画

令和6年3月 大洲市・大洲市地域部活動推進協議会

目 次

1 はじめに	P1	(3) 会費の適正化に向けた取組	
2 市の状況	P1	(4) 適切な保険の加入に向けた取組	
(1) 生徒数及び運動部活動の設置状況等		(5) 教師等の兼職兼業について	
(2) 部活動を支える人材の確保と育成		(6) 指導者、生徒の安全確保	
3 休日部活動の地域移行	P6	7 今後の進め方	P11
(1) 地域移行の意義と効果		(1) 今後のスケジュール（別表4）	
(2) 地域移行の進め方		(2) 推進計画の見直しと更新	
(3) 地域移行への段階的推進			
4 生徒に合わせた活動	P7		
(1) 指導者間等での指導方針や情報等の共有			
(2) 適切な大会参加や休養日の設定			
5 指導者の確保と資質向上	P7		
(1) 指導者の確保と資質向上に向けた研修会及び講習会の実施			
(2) 科学的根拠に基づいた指導や研究成果の習得			
6 具体的な方策	P8		
(1) 運営組織			
(2) 活動する施設の取り組み			

1 はじめに

少子化が進み市内公立中学校の部活動の維持が困難となりつつある状態の中、学校と地域との連携・協働により生徒の自主的で多様なスポーツ活動の場を将来にわたって継続して親しむ機会を確保するため、多くの関係者が連携・協働し、休日の部活動の地域移行の実現に向け総合的・計画的に進める方針等を示す。

また、学校の枠にとらわれず地域に根差した指導、教員の働き方改革や教員の専門性・意思に基づく学校部活動指導体制の構築、地域での多様な体験や様々な世代間交流、新しい価値の創出・継承も含め推進計画を策定する。

2 市の状況

(1) 生徒数及び運動部活動の設置状況等

少子化の進展により、大洲市の人口は大幅に減少しており市内 0 歳～15 歳の人口は、大洲市の各中学校生徒数推移（別表 1）のとおりに現在の中学校合計数の 60.3%に減少する推定である。

一方、部活動数については、令和 5 年度大洲市学校別部活動生徒数（別表 2）のとおりに、団体競技において試合成立人数に満たない中学校もあり、試合に必要な人数をそろえるために文化部の生徒を臨時で入部させなければならないなど、課題を抱えている部もある。今後、少子化による学級数の減少により教員数も減少し、顧問が配置できない事態になれば、部活動数を削減せざるを得ない状況となることが予想される。

また、令和 5 年 5 月現在、最も部活動数が多い中学校と最も少ない中学校では 11 部活動の差があり、文化・スポーツ活動機会の格差が大きいものとなっている。令和 4 年 11 月に実施した市内中学生（1・2 年生）を対象としたアンケートにおいては、回答者 625 人のうち 603 人（≒96.5%）が「部活動に入っている」と回答しているが、そのうち 118 人（≒19.6%）は「他にやりたい部活動がない」と回答しており、既に生徒のニーズに応じた運動部活動の種類の確保が難しい状態となっている。

(2) 部活動を支える人材の確保と育成

部活動指導を通じて、文化・スポーツ活動を支えている教員は、人事異動により、顧問を務める部活動種目が変わったり、校種が変わったりと、その継続性には課題が多い。大洲市においても、令和4年6月に市内教職員 228 名を対象としたアンケート（別表3）では、78%の教職員が「部活動に対して常に負担、やや負担」と回答している。また、中学校体育連盟主催の中学校総合体育大会をはじめ、様々な大会やコンクール等で教員がその運営スタッフや審判等を担っているのが現状であり、指導者同様、教員に頼ることのない人材確保や育成が必要である。

別表1

大洲市の各中学校生徒数推移

(令和5年6月現在)

年度	H20年度 出生	H21年度 出生	H22年度 出生	H23年度 出生	H24年度 出生	H25年度 出生	H26年度 出生	H27年度 出生	H28年度 出生	H29年度 出生	H30年度 出生	R元年度 出生	R2年度 出生	R3年度 出生	R4年度 出生
	中3	中2	中1	小6	小5	小4	小3	小2	小1	6歳	5歳	4歳	3歳	2歳	1歳
大洲東中	13	16	17	28	17	12	26	7	17	14	8	12	7	13	2
大洲南中	62	76	55	61	71	56	72	56	65	58	50	50	54	45	46
平野中	18	11	14	11	15	13	10	8	9	14	12	10	11	7	7
肱東中	30	35	27	32	36	23	23	24	27	21	22	25	20	19	6
新谷中	36	37	38	32	35	31	31	21	32	15	27	23	21	24	13
大洲北中	126	134	119	145	125	107	129	115	107	99	131	105	87	100	88
長浜中	34	36	38	45	38	38	29	38	24	20	15	14	15	8	7
肱川中	12	16	20	15	12	15	8	8	13	8	7	4	7	4	4
肱川中 (河辺)				1	1	1	1	0	0	1	1	1	0	0	0
計	331	361	328	370	350	296	329	277	294	250	273	244	222	220	173

60.3%減少

別表2

令和5年度 大洲市学校別部活動 生徒数

R5.5.30

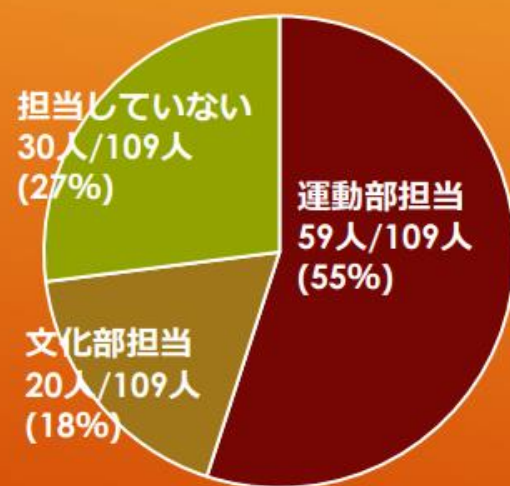
種 目 試合人数・ 試合成立最低人数	別	大洲南			大洲北			平野			肱東			新谷			大洲東			長浜			肱川			部員数
		1年	2年	計	1年	2年	計	1年	2年	計	1年	2年	計	1年	2年	計	1年	2年	計	1年	2年	計	1年	2年	計	
バスケットボール 5・5	男	6	9	15	4	8	12																			27
	女	4	3	7	10	2	12							6	10	16										35
サッカー 11・7	共				10	6	16				6	3	9				5	4	9	6	4	10				44
軟式野球 9・9	共	6	13	19	10	21	31	9	5	14				8	5	13	3	5	8	2	6	8	1	5	6	99
バレーボール 6・6	女	4	3	7	8	15	23	4	6	10	4	3	7							4	8	12	4	4	8	67
ソフトテニス 6・4	男	9	15	24	1	3	4				2	6	8										9	0	9	45
	女	3	8	11	4	7	11							9	4	13	5	6	11	9	4	13	3	2	5	64
卓 球 6・6	男				9	15	24							8	9	17				4	9	13				54
	女	3	5	8	1	5	6				4	4	8													22
剣 道 5・3	男				2	0	2																			2
	女				2	2	4																			4
陸上競技	男				7	0	7																			7
	女				2	3	5																			5
水泳競技	男				1	4	5																			5
	女				0	3	3																			3
吹 奏 楽	共	7	6	13	3	9	12				2	12	14				4	1	5	9	3	12				56
美 術	共				13	5	18																			18
コンピューター	共				18	17	35																			35
園 芸	共				1	0	1																			1
生 活	共				4	2	6																			6
文 化	共	6	7	13				1	0	1										4	2	6				20
総合文化	共										9	7	16	4	6	10							3	4	7	33
学校別合計		48	69	117	110	127	237	14	11	25	27	35	62	35	34	69	17	16	33	38	36	74	20	15	35	652

運動部員数 483人(74.08%)
文化部員数 169人(25.92%)

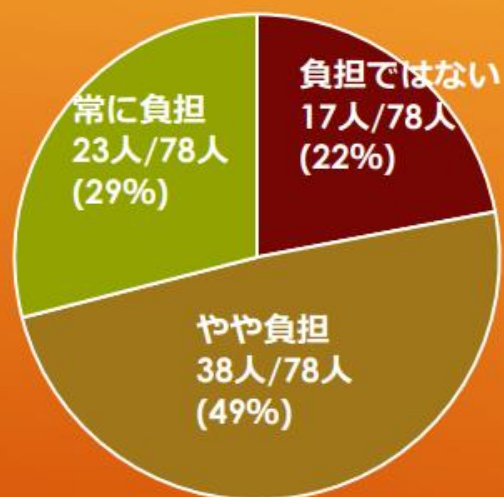
別表3

「大洲市部活動の地域移行」に関するアンケート結果 (中学校教職員)

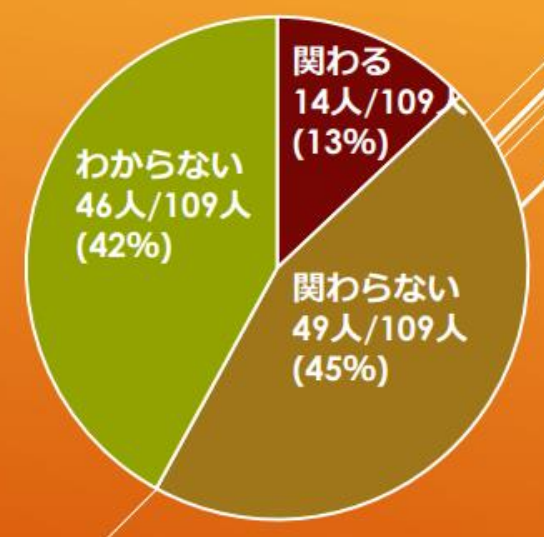
① 部活動を担当 していますか？



② 部活動に対して負担を 感じていますか？



③ 休日部活動に 関わりますか？



3 休日部活動の地域移行

(1) 地域移行の意義と効果

地域移行とは、地域のスポーツ環境の一体的な整備・充実を図ることにより、これまでの運動部活動の教育的意義や役割を継承・発展しつつ、主に地域スポーツクラブとして活動する中で、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるなどの意義を持つものである。

地域移行の受け皿としては、スポーツ協会、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ、民間スポーツ団体・クラブ等の運営する団体がある。なかでも、総合型地域スポーツクラブは、地域住民が主体的に運営するスポーツクラブの形態があり、学校体育施設や公共スポーツ施設を拠点としながら、地域のだれもが参加することができる地域スポーツ団体である。

また、地域の指導者を積極的に発掘し指導力の向上を図ることで、生徒や保護者のニーズに応じてスポーツ活動や継続した質の高い指導が期待できるとともに、他の世代も含め地域全体のより幅広いニーズへの対応と生涯を通じた運動習慣づくりの促進等が期待できる。

(2) 地域移行の進め方

ア 地域実情に応じた体制づくりと環境整備

市内中学校は、学校の規模、部活動設置数や部活動教員の量や質、登下校の距離、スクールバス、スポーツ少年団の設置状況等様々な実情がある。このようなことから、各中学校の実情に応じた環境整備、活動時間、活動費等も含め十分に検討、組織体制づくりが必要である。

イ 活動環境が整った学校から

実情を踏まえ実施可能な中学校から、地域スポーツクラブ等を活用し段階的に進める。なお、部の統廃合等の措置を講じる必要がある場合は、可能な限りにおいて、年度末までの活動を継続するとともに、合同部活動による活動持続を検討し、在籍中の生徒や保護者及び指導者への十分な説明や合意を得たりするなど教育的配慮に留意する。

(3) 地域移行への段階的推進

地域移行については、令和5年度の移行開始から7年度末までの3年間を「改革推進期間」と位置付けて取り組むこととする。令和5年度においては、地域移行に向けて国の事業を活用しながら地域実情に合わせて実施し、分析評価をしながら課題解決を目指すこととする。

4 生徒に合わせた活動

(1) 指導者間等での指導方針や情報等の共有

地域における新たなスポーツ環境の整備について、休日と平日で指導者が異なるなど、複数の指導者による活動を実施する場合には、予め指導者間、運営者間等で指導方針や生徒に関する情報等の共有を行うなど、緊密な連携を図るとともに、生徒や保護者等への説明を丁寧に行う。

(2) 適切な大会参加や休養日の設定

成長期にある生徒のスポーツ障害・事故防止や心身における疲労回復のためにも、年間を通して、参加する大会や練習試合を精選し、合理的かつ効率的・効果的な練習方法等を検討したうえで、適切な活動計画を作成し、指導を行う。

5 指導者の確保と資質向上

(1) 指導者の確保と資質向上に向けた研修会及び講習会の実施

指導者の資質向上を図るため、指導に必要な知識や技能等について研修会及び講習会を実施するとともに、スポーツ関係団体等と連携を図り、必要な指導者の確保に向けた取組を進める。

(2) 科学的根拠に基づいた指導や研究成果の習得

指導の内容や方法及び事故防止・安全確保・児童生徒のスポーツ障害を防ぐためにも、大学や研究機関等での科学的な研究により理論付けられたもの、研究の結果や数値等で科学的根拠が得られたもの、新たに開発されたものなどを活用する。

6 具体的な方策

(1) 運営組織(別表4)

ア 大洲市地域部活動推進協議会

大洲市立中学校における部活動について、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会の確保、併せて、教職員の働き方改革に対する支援体制構築に向け、大洲市地域部活動推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。協議会では、地域移行に向け、国・県のガイドライン及び本推進計画の内容を踏まえ、地域や学校の実情に応じた新たな地域スポーツクラブ活動の在り方(活動時間、活動場所、会費、指導者、保険等)とともに、休日の運動部活動の地域連携や地域スポーツクラブ活動への段階的・計画的な移行に向けた方針、具体的な取組の内容、見込まれる効果やスケジュール等について定期的な情報共有・連絡調整を行い、緊密に連携する体制を整備する。

<協議内容>

- ▽ 活動種目:地域の実情、経過等を鑑み各中学校長と協議を重ね活動種目を選定する。
- ▽ 活動時間:活動場所への移動について、距離、時間等を考慮し検討する。
- ▽ 活動場所:学校施設等を活用し、保護者の負担の軽減を図る。
- ▽ 会 費:必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定する。
- ▽ 指 導 者:指導者の確保及び資質の向上、発掘、研修を行う。
- ▽ 保 険:休日の活動に対して加入するスポーツ安全保険等に加入する。
- ▽ 活動内容:適切な休養日等の設定を含めバランスのとれた活動方針を検討する。
- ▽ 調 査:生徒、保護者及び教職員への実態調査及び研究を行う。
- ▽ 連 携:愛媛大学、スクールソーシャルワーカー等と連携し進める。

イ 地域部活動検討班会

協議会が実施する調査及び検討を円滑に推進するため検討班会を設置する。

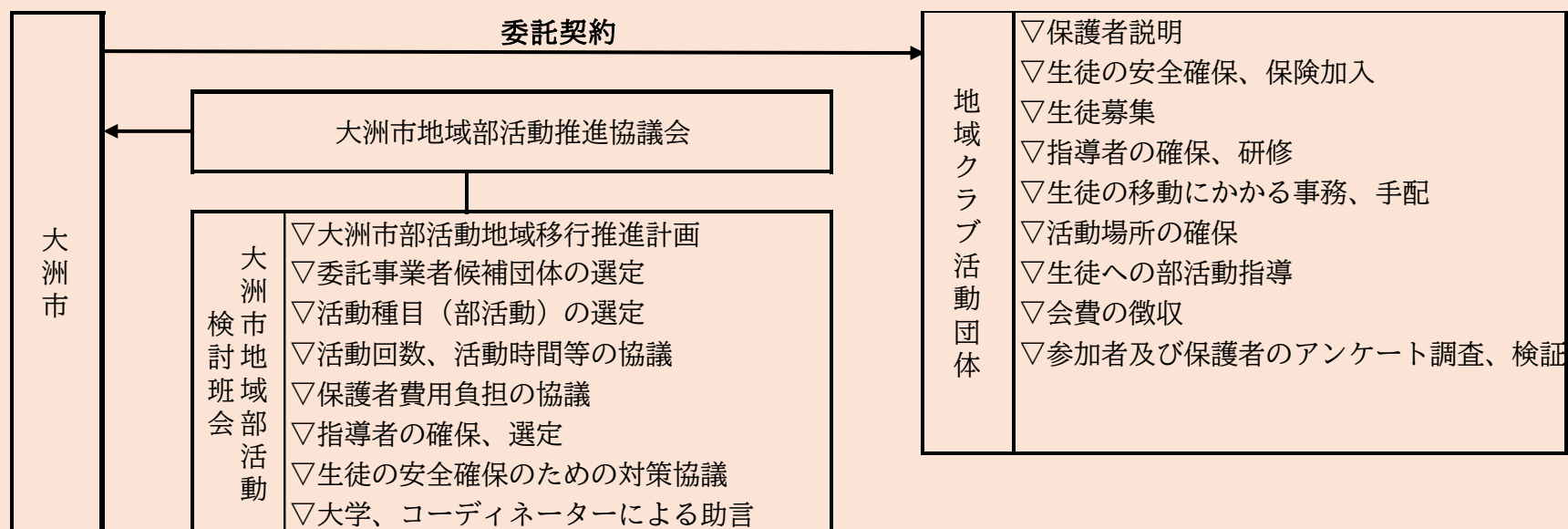
ウ 中学校の取組

中学校は、休日の運動部活動の地域連携や地域スポーツクラブへの段階的な移行に向けた具体的な取組等を検討し、協議会等と連携を図りながら推進する。また、学校長は、協議会に対し学校の状況を伝えとともに、協議会で得た内容等について学校職員で共有する。また、地域移行の進め方等の情報について、生徒や保護者に説明を丁寧に行い、理解を得るよう努めることとする。

エ 委託事業者の選定

地域移行を円滑に実施することができる団体で、緊急時に対応可能で営利を目的としない団体を選定する。

別表 4



(2) 活動する施設の取組

市が所有する公共の社会教育施設やスポーツ施設等について、事前の調整会議等を実施するなど地域クラブ活動の運営団体・実施主体が活用しやすくなるよう工夫し、低廉な利用料で利用できるよう努める。

(3) 会費の適正化に向けた取組

地域クラブ活動の運営団体・実施主体と連携を図り、生徒や保護者、地域住民等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定するよう努める。

(4) 適切な保険の加入に向けた取組

地域クラブ活動の運営団体・実施主体に対して、活動に参加する生徒や指導者等が指定する保険への加入を義務付けるとともに、けがや事故が生じても適切な補償が受けられるよう保険制度の適切な運用を図る。

(5) 教師等の兼職兼業について

教師等を指導者として雇用する際には、継続的・安定的に指導者ができるよう留意する。その他、兼職兼業に係る労働時間等の確認等を行うに当たっては、厚生労働省の「副業・兼業の促進に関するガイドライン」も参照し、地域クラブ団体等、双方が雇用者等の適切な労務管理に努める。

(6) 指導者、生徒の安全確保

国のガイドラインや県の指針等に則り、地域クラブ活動の運営団体は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会の日程等）及び毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を立て、公表できるよう支援する。地域クラブ活動の運営団体は、市と連携して生徒の心身の成長に配慮し、健康に生活を送れるよう、国のガイドライン及び県の指針等に準じ、適切な活動計画を立て、それらを遵守した活動を行う。

7 今後の進め方

(1) 今後のスケジュール

運動部活動の地域移行については、令和5年度から令和7年度までの3年間を「改革推進期間」と位置付け、まずは休日におけるスポーツ環境の構築を推進させていくことを基本とする。休日の運動部活動を地域移行していくうえで、地域の実情を考えるとスポーツ環境の整備が整ったものから順次スタートしていくことが考えられる。また、平日と休日を一体として取り組むことも考えられるため、地域の実情に応じて推進組織等で丁寧に協議・検討していく必要がある。

(2) 推進計画の見直しと更新

本推進計画は、横断的、総合的な取組として推進し、大洲市地域部活動推進協議会等の関係部局と連携ながら目標や具体的な方策などについて成果や課題等を有識者に評価していただき、推進計画の有効性を高めるために必要に応じ見直しを図る。